

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成30年6月14日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時26分 散会

付託事件

議案第50号、議案第52号、議案第63号中別表中歳出中第3款及び第10款

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第50号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- ② 議案第52号 水戸市立内原中学校屋内運動場及び武道場長寿命化改良工事請負契約の締結について
- ③ 議案第63号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第2号）中別表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）

2 出席委員（6名）

委員長	高 倉 富 士 男 君	副委員長	綿 引 健 君
委員	田 中 真 己 君	委員	小 泉 康 二 君
委員	木 本 信 太 郎 君	委員	袴 塚 孝 雄 君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議 長 田 口 米 蔵 君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長	秋 葉 宗 志 君		
保健福祉部長 兼福祉事務所 所 長	大 曾 根 明 子 君	福祉事務所 参 事 兼 福祉総務課長	小 山 忠 君
福祉事務所 参 事 兼 子ども課長	柴 崎 佳 子 君	保健福祉部 参 事 兼 国保年金課長	川 津 英 臣 君
生活福祉課長	櫻 井 学 君	障害福祉課長	平 澤 健 一 君
高齢福祉課長	野 口 奈 津 子 君	介護保険課長	荻 沼 学 君
保健センター 所 長	小 林 か お り 君	保健所準備 課 長	小 林 秀 一 郎 君
消 防 長	根 本 一 夫 君	消 防 次 長	石 川 隆 君
消防本部参事	鈴 木 豊 君	消防本部参事	小 川 喜 実 君

南消防署長	大越唯行君	消防総務課長	勝村俊則君
火災予防課長	大内康弘君	消防救助課長	箕輪重美君
救急課長	石田宏一君		
教育長	本多清峰君	教育部長	増子孝伸君
教育委員会 事務局教育部 参事	川俣智君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 教育企画課長	三宅修君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	鈴木功君	教育委員会 事務局教育部 参事兼内原 中央公民館長	五上義隆君
総合教育研究 所長	萩谷孝男君	学校管理課長	鎮目英俊君
学校保健給食 課長	大和敦子君	学校施設課長	塙敏之君
生涯学習課長	大澤秀樹君	歴史文化財 課長	白石嘉亮君
中央図書館長	松本崇君	総合教育 研究所副所長	小川佐栄子君

6 事務局職員出席者

書記	嘉成将大君	書記	矢吹友鏡君
----	-------	----	-------

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、小泉消防次長兼北消防署長が公務出張のため、欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

なお、田口米蔵委員の議長就任に伴いまして、当委員会の委員の構成が6名となりましたので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第50号ほか2件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。

委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、まず執行部に提出議案の説明を求め、次に、順次質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。

この際、当委員会に付託となっております議案第50号ほか2件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から順次、提出議案の説明を願います。

初めに、議案第50号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 それでは、議案書①、9ページをお開き願います。

市議会議案第50号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、保健福祉部国保年金課提出の資料により、御説明いたします。

1の改正の理由は、茨城県の医療福祉費補助制度の拡充等に合わせまして、本市の医療福祉費の支給対象の拡充等を行うため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容は、1点目といたしまして、子どもに係る医療福祉費の支給について、対象年齢を入院による医療に限り18歳まで拡大するとともに、所得制限の対象者に子ども本人及びその配偶者を加えるものでございます。

2点目といたしまして、支給の対象となる通院医療等に係る文言を整理するものでございます。

3点目といたしまして、妊産婦への支給に係る所得基準の算定において準用しております児童手当法の改

正に伴い、文言を整理するものでございます。

3の施行期日は、前項第1号の支給の対象年齢を入院による医療に限り18歳まで拡大する等の改正につきましては、平成30年10月1日、前項第3号の児童手当法の改正に伴い文言を整理する改正につきましては、児童手当法の施行に合わせ、平成31年6月1日とするものでございます。

その他の改正につきましては、公布の日から施行するものでございます。

なお、2ページから7ページに新旧対照表を、8ページ、9ページに参照条文を記載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○高倉委員長 次に、議案第52号 水戸市立内原中学校屋内運動場及び武道場長寿命化改良工事請負契約の締結について、執行部から説明を願います。

埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 それでは、議案書①、17ページをお開きください。

市議会議案第52号 水戸市立内原中学校屋内運動場及び武道場長寿命化改良工事請負契約の締結について、御説明いたします。

1、工事名、水戸市立内原中学校屋内運動場及び武道場長寿命化改良工事。

2、契約金額、2億520万円。

3、契約の相手方、要・大鐘特定建設工事共同企業体。代表者は、水戸市白梅1丁目2番36号、株式会社要建設、代表取締役、高野賢。構成員は、代表者のほか、水戸市鯉淵町5158番地の8、有限会社大鐘工業、代表取締役、大鐘信應でございます。

次に、別紙で配付させていただきました議案第52号参考資料をごらんいただきたいと思います。

資料1ページ、3、工事概要でございますが、屋内運動場は鉄筋コンクリート造、2階建て、延べ面積1,085平方メートル、武道場は鉄骨造、1階建て、延べ面積659平方メートルでございます。

主な工事内容は、屋根の改修、鉄筋コンクリート外壁の中性化抑止工事、スロープの設置等のバリアフリー工事を行います。

ページを返していただき、2ページは配置図でございます。

本工事を行う屋内運動場及び武道場を斜線で示しております。

続きまして、3ページに屋内運動場平面図、ページを返していただき、4ページに屋内運動場立面図、5ページに武道場平面図、ページを返していただき、6ページに武道場立面図でございます。

7ページに一般競争入札調書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

本工事に際しましては、生徒の安全を最優先に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第63号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第2号）中別表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）について、執行部から順次、説明を願います。

初めに、第3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について、小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 それでは、議案書①の39ページをお開き願います。

市議会議案第63号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。
内容につきましては、議案書②の平成30年度補正予算に関する説明書により説明いたします。

議案書②の説明書の4ページ、5ページをお開き願います。

第3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございますが、説明欄中、社会福祉事業基金費につきましては、社会福祉事業に役立てていただきたいと2件の寄附がございましたので、これらを基金に積み立てるため、増額補正をするものでございます。

寄附金の概要につきましては、福祉総務課提出の文教福祉委員会資料をごらんいただきたいと思えます。

寄附金の内訳といたしましては、_____, ハクビ京都きもの学院、茨城師範会、_____
様から5万円、_____, _____様から1万2000円の御寄附をいただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、6目医療福祉費について、川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 続きまして、6目医療福祉費につきましては、子どもに係る医療福祉費の支給について、本年10月から対象年齢を入院による医療に限り18歳まで拡大することに伴いまして、扶助費を300万円増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、第10款教育費について、小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 続きまして、同じく4ページ、5ページをごらんいただきたいと思えます。

第10款教育費、1項教育総務費、3目学校教育指導費につきましては、学校における部活動の円滑な運営と教員の働き方改革の実現を図るため、平成29年3月、学校教育法施行規則に新たに規定されました部活動指導員制度を活用し、5人の部活動指導員を配置するため、配置に要する経費として報酬168万円を増額補正するものでございます。

なお、部活動指導員につきましては、校長の監督を受け、部活動の技術的な指導や、大会の引率等を行うことを職務としてまいります。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次、質疑を行います。

初めに、議案第50号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 3点質問させていただきたいと思っています。

医療福祉費の支給条例の改正で、いわゆるマル福の対象拡大ということで、茨城県が18歳まで入院分について、マル福の対象とするということでもあります。

これまでは、いわゆる中学生まででしたが、今回対象を18歳までにしてですね、人数としてはどれぐらい拡大されるのでしょうか。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

今回の改正によりまして、10月から新たに医療福祉費の支給の対象となる15歳を超えて18歳までの方につきましては、約5,000人の方が新たに対象になると見込んでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 今回の予算は300万円ということで、補正のほうでも出ていましたけれども、年度途中の10月からですので、通年にした場合というのは、どれくらいと見込まれて、県と市の負担分、これは2分の1ずつになるんだと思うんですが、どのぐらいの予算が必要になるんでしょうか。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 今回の改正によりまして、扶助費への年間ベースでの影響額につきましては、約720万円と見込んでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 対象を約5,000人ふやして、そのぐらいの予算でできるのかということで、高校生ですから、余り入院することもないのかなと思いますが、その上ですね、これまで何度も拡大がいろんな形でされてきたと思うんですけれども、年齢によっていろんな条件が複雑に違ってまいりますので、対象となる子どもの人口に対して、それぞれどういう認定割合になっているのかというのを確認しておきたいと思っているんですが。

まず、就学前ですけれども、これについては、県と市で入院、外来を持ち、所得制限は市単独で撤廃をしていると。それから、小学生は、同じく入院、外来は県と市が持ち、所得制限はあると。中学生は、入院について県と市が持ち、外来は市単独で所得制限があると。今回、高校生ですけれども18歳までで、入院について県と市が持って、所得制限があるということで、全部違うんですね、条件が。

ということで、所得制限のある、なしもありますし、対象となる児童に対して、マル福の対象となるお子さんの割合というのは、それぞれ何パーセントぐらいなのか、お答えいただければと思います。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

子どもマル福の区分ごとの認定率につきましては、就学前のお子様につきましては、全体のお子様に対しまして約96%の認定率、小学生の区分につきましては約86%、中学生につきましては約68%、今回新たに改正いたします18歳までの方につきましては、全体の人数に対しまして約65%の認定率になると見込んでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、小学生ぐらいまでは大体9割のお子さんが対象になっているけれども、中学生、高校生になると65%程度ということなんだろうと思いますが、今回の予算規模から見てもですね、それを全体に拡大しても、そんなに財政的影響はないんじゃないかというふうにも予測するわけですが、今あった就学前については所得制限がありませんから、ほぼ全員が対象になりますけれども、仮に小中学生の所得制限を撤廃した場合と、今回拡大される18歳までの入院、外来全て所得制限を撤廃するとした場合の

所要の予算というのは、どれくらいと予測されるでしょうか。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 再度の田中委員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、1点目の小中学生まで所得制限を撤廃した場合の扶助費の影響額につきましては、約5,600万円と見込んでございます。また、さらにですね、今回の18歳までの入院、外来につきましては、所得制限を撤廃して適用した場合の影響額につきましては、約1億4,800万円と見込んでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 最後にしますけど、所得制限の計算をしてですね、対象者を限定してマル福を支給すること自体、相当、事務的には煩雑だというふうに聞いております。県内では、30を超える自治体が、もう既に所得制限を撤廃しているというような中で、今おっしゃったその予算の措置があれば、県が本来は外来もですね、小学生までと同じように中学生、高校生も見てくれれば、市の負担ももっとぐっと減るだろうとは思いますが、いずれにしても、そういった子育て支援という観点からいきますと、高校生まで所得制限もなく入院、外来もマル福とするというのが、多くの自治体でほぼスタンダードになっていると思うんですけども、そういう方向に進むという計画は今、具体的になっているのでしょうか、いないのでしょうか。

その点だけ、最後お聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 現在ですね、今回の改正に伴う事務手続を進めているところでございまして、今後の拡大の内容等につきましては、今後それらのデータを見てですね、内容を検証して検討してまいりたいと考えてございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 私はちょっと確認なんですけれども、今回、基本的には10月1日からやりますよということだと思えますけれども、この資料の6ページを見るとですね、それ以外の部分に関しては、来年の6月からやりますよという内容になっているので、これは妊産婦というものが入っていて、ここら辺の説明がちょっとよくわからないんですけど、10月から基本的には18歳までが対象となって、この6ページの中に妊産婦とかそういうのは除くみたいなことが書いてあって、そこら辺をちょっと御説明いただきたいんですけれども。

要は、施行するのに2つ段階があるということの御説明を。教えてください。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 18歳までの拡大につきましては、県の規則に合わせまして、10月の医療分から適用するというので、施行期日を本年10月1日からにしたものでございます。

また、妊産婦の関係に係る施行期日につきましては、平成31年の6月1日ということで規定させていただいておりますが、こちらにつきましては所得税法の改正に伴いまして、支給に係る所得基準の算定において準用しております児童手当法が改正されまして、その施行期日が平成31年6月1日となっていることから、その期日を施行期日にするということにしたものでございます。

[発言する者あり]

○高倉委員長 もうちょっとわかりやすく。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 申しわけございません。

所得税法改正の概要につきましては、今回、配偶者控除を同一生計配偶者に言葉をかえたという改正の影響でございます。その所得税法の改正の適用が本年1月1日から、平成30年分の所得から適用されるということになってございます。

マル福のほうの所得の判定においては、平成30年の所得申告がされる平成31年の住民税が適用されず平成31年6月から、その基準に基づいて適用されるということになるものですから、こちらの施行期日については、平成31年6月1日を施行期日としたものでございます。

○高倉委員長 よろしいですか。そのほか。

袴塚委員。

○袴塚委員 さっきの18歳までの入院の無料化の件でありますけれども、対象は結局、子どもさんですよ。子どもさんの健康をいかに守るかということで、ここはその子どもが親の所得によって、逆に言うと差別化されるという、そういう考え方をすべきではないのではないか。

というのは、要はほかの自治体30幾つか、今、無料化に向けてやっていますよと、こういうふうな御説明がありました。当然ながら、子どものいわゆる健全な育成、その健康を保つ、そういった部分においてはね、やっぱり水戸市も今、力を入れている状況だというふうに思うんですね。そういった中で、親の所得があるからこの子は有料になる、この子は無料になるという考え方自体がね、やっぱりそこに、ちょっと何かゆがみがあるのではないかと。御本人がかかるのであれば、当然ながら所得があるんだから、あんたは応分の負担をしてくださいよと、これはわかる。しかし、対象は子どもですから。子どもはね、やっぱりそういうふうな差別をせずに、すくすくと育ててもらふ。そのための1億4,800万円という金額であればね、それは、私はそんなに高いということではなくて、それが1億5,000万円になろうとも2億円になろうとも、やっぱりそういうふうな考え方です。子どもが、俺がかかると有料になっちゃうとか、おめえは無料だとかという話になるとね、だから子ども同士の中でも、やっぱりちょっと気持ちが違うと思うんですよ。ですから、そういう意味ではね、おめえのところは金があるから、おめえは金払うんだよなんていう会話がね、子ども同士であるなんていうこと自体が、もう子育てをする以前の問題だと。人間としての。

ですから、その辺はね、一度こういうふうに決めたからやらなくちゃならないのかもわかりませんが、少なくとも来年度のスタートぐらいからはね、その所得制限というのは、子どもに関するものに対しては、やっぱり撤廃する。特に医療、福祉、こういうものについてはですね、お考え方を訂正していただいたほうがよろしいのかなと。

川津課長さんが答弁するのは容易じゃないでしょうから、そういう意見だけ申し上げてですね、十分検討していただきたいというふうに思っています。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、議案第50号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第52号 水戸市立内原中学校屋内運動場及び武道場長寿命化改良工事請負契約の締結について、質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 国の予算が早くついたということで、前倒しということではよかったと思っておりますが、先日、現場を見学させていただきまして、気がついたところがあったので、それに基づいて聞きたいんですけども、1つは今回、屋根改修というのがありますが、大分、今雨漏りがひどいという話がありました。これは全面ふきかえというか、古いのを撤去してつけるというようなことだと、もちろん雨漏りなどが二度と起きないようにするんだと思うんですけども、そういった工事の内容はどのようなふうなものをまず聞きたいと思えます。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの委員の質問にお答えいたします。

屋根改修に関しましては、既存の屋根の上に、新たに金属製の屋根を載せるという形をとっております。こちらに関しては、屋内運動場、武道場どちらも同じ形をとっております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

あと、内装というのか壁面というのか、そういったいわゆる見た目の問題として、きれいになるということも大事なんじゃないかと思うんですけども、この3つの項目にはそれが出ていませんが、例えば、壁面の下部にですね、木枠の細い通風孔というんでしょうか、そういう窓がずっとあったりして、大分、老朽化している感じでありましたけれども、そういった内装、床面も含めたリニューアルもなされるという理解でよろしいんでしょうか。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

工事概要として、外部の部分を中心にさせていただいておりますが、内部に関しても改修工事を行います。屋内運動場の床に関しては、全面的な張りかえ及び壁に関しましても張り直しということを計画しております。武道場に関しましても、柔剣道場の畳の入れかえ、床の張りかえ、それ以外の剣道場、弓道場に関しましては、床のサンダーがけといたしまして、床を削りまして、新たに塗装をやり直すというようなことを計画しております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 あともう一つ、スロープ設置というのが出ていまして、スロープが確かにないんですけど、この屋内運動場と武道場の間で、図面で言うと、2ページの配置図がいいかと思うんですが、現在はすぐ土とか、上靴のまま行けないという状態でしたけれども、今回は、それは改善される——そっちにありましたか、5ページにあったかなと思うんですが、その辺どうなのかということをお聞きしたいと思えます。

あとあわせて、当然工期がずっとかかるんでしょうけれども、これは学校教育の中身の話になっちゃいますけれども、体育とか部活動とか、そういった影響も考えられますけれども、その辺の対処はどのようにお考えかをあわせてお聞かせいただければと思います。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、スロープ関係でございますが、この屋内運動場は昭和40年に建築されたものでございまして、スロープ関係の設置が一切ございませんでした。今回の長寿命化にあわせて、スロープを設置してバリアフリー化を進めてまいります。

あわせまして、武道場の部分は、新たにトイレを改修いたしまして、避難所等としても利用できるように、多目的トイレ、洋式トイレ関係を設置しまして、そちらまで上履きのままスロープ等を介しまして行けるような形をとっております。

続きまして、工期ですが、現在、230日を予定しております、今後、議会で御承認いただけた後、おおよそ2月上旬までの工事期間と考えております。

続きまして、体育、部活動関係でございますが、内原中学校に関しましては、隣接に内原小学校及び内原ヘルスパーク等がございまして、そちらの体育館関係、一般の利用の方、あとは小学校での利用の空き時間関係、学校及びヘルスパーク等との協議の中で、お借りしながら部活動等も進めていくという考えでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、今さっき、武道場のトイレ改修の話が出ましたけれども、これは従来のトイレ等についてもですね、洋式という言い方だとベンチスタイル、座るということになるんだと思うんですけども、今、噴水型というのか、ウォシュレットと言うと特定銘柄になっちゃうんで、そういうふうなものも含んでですね、改修されようとしているのか、それが1点。

それから、ライン引きについては、3つの種目についてラインを引かれるということでありますけれども、これらについては、ほかの競技もあるわけですね。したがって、この3つに選ばれた理由が何なのか。

それから、ほかの競技に対しては、ラインがすぐ引けるようなね、ポイントをとるとか、そういうやり方もあろうかと思うんですけども、これからの体育館は、特定のラインということではなくて、いろんな形で使えるような、種目もその状況によって移り変わってくるわけですから、そういうふうな対応も必要なのかなと思っておりますが、この3種目に絞られたということは、この学校は、この3種目に大変力を入れている、こういうふうな形の中で選ばれたのかどうなのかというようなことを、ちょっとお聞かせいただきたい。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

トイレの改修でございますが、長寿命化改良工事の中で、まず乾式化ですね。今まで水で流していた床を、

ビニールのシート等の床に改修する。

続きまして、大便器関係に関しては洋便器化、あわせて先ほど委員さんからのお話もありましたウォシュレットという言葉が今回使わせていただきますが、そのようなものも設置し、あわせて多目的トイレに関しましては、お子さんをお連れの方、障害者の方、どちらの方も使えるようなものという形での改修を進めてまいります。今後のものに関しましては、長寿命化の中では、そのような形で進めていく予定でございます。

続きまして、体育館のラインでございますが、主なラインとして、現在、中学校の部活動、授業等で行われているものに関しては、完全なライン引きをします。それ以外のもの、夜間開放、その他での利用等に関しましては、今後、必要なポイント等を、学校及び関係者との打ち合わせ等により、設置することも検討してまいります。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうしますと、ラインについては、この学校は部活動としてこの3種目しかやっていないということですね。今の御答弁だとそのように聞き取れるんですが。

部活動で使っているものについては、ラインを引いたというような御答弁だったと思うんですが、そうしますと、内原中学校は部活動がこの3つしかないのです、これについてはちゃんと引きましたよと。ほかにやりたい競技があれば、ポイントとかその他で対応しますよというような解釈でよろしいんですか。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 すみません、大変言葉が足りなくて申しわけありません。

授業及び部活動で現在使用しているものに関しまして、今、主なものとして、この3つを完全なラインを引くと。それ以外のものに関しましては、協議しながらポイント等を落としていくというようなことでございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、授業と部活動でやっているものについて、ラインを引くという考え方ですか。

今この学校の部活動は確かにこの3種目なのかわかんないね。ただ、部活動というのは今、いろんな競技があると思うんですよ。恐らく、中体連関係に所属しているものは、部活動として取り入れられるというふうなことだと思いますので、生徒さんの競技嗜好とかね、これはそれぞれの学校で特徴があると思うんで、そういったことを尊重しながらラインも引いてもらおうと、これは確かにいいと思うんですが、いずれにしても、そのほかの競技者がやりたいというようなものについてね、やっぱり対応してあげると。ポイントでとってもらおうというのは、逆に言うと練習のたびにね、もしくは、ちゃんとした公式戦の練習の前とかというのは、もうラインがなかったらできませんから。そうしますと、そのラインテープの問題が出てくるわけですよ。するとそれは、部活動の中の費用でやるのか、学校の費用でやってもらえるのか。部活動の経費というものがね、やっぱりお金がかかるわけですから、その辺についてはですね、しっかり学校にもある程度対応してもらおうようなことで行かないと、新たにやろうとしている競技者にとっては、費用負担が伴うことになりますので、ぜひこれからの運営方法については、学校との協議をしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

○高倉委員長 ほかに。

小泉委員。

○小泉委員 私も何点か質問をさせていただきます。

先ほど、昭和40年に建てられた屋内運動場だということだったんですけども、その当時の生徒数と、今の生徒数という、どの程度の違いがありますか。

○高倉委員長 答弁できますか。今、資料がないですか。

小泉委員。

○小泉委員 というのはですね、長寿命化は、さきの本会議で私も質問させていただいた部分で、まさにこれから、市長が6水総の後半戦、最重要課題の一つだという意気込みの御答弁をいただいたところだったんですけども、これからこの内原中学校に続いて、3か年実施計画にあります渡里小学校ですとか酒門小学校も続いていくと。またその後、小中学校もね、やはり長寿命化を控えていると。これから施していく学校というのは多く控えていると思うんですけども、やはりその建物ありきでそれを長寿命化すればいいという話だけなのか、もしくは、現況にあわせて——小学校、中学校で児童数が変わっているわけですね。そこで実際、狭隘になってしまっているのか、もしくは、全然余裕があるのか。例えば、倉庫一つとっても、昔と比べて部活動とかも多様化して、物がふえて、あふれて倉庫が足りない現況なのかとかいろいろあると思うんですけども、そういったところもですね、ぜひ実勢に合わせながら、望まれる長寿命化を施していくのが重要なのかなと思っていますので、そういった意味合いで、ちょっと生徒数の話から入ったんですけども。

それ以外に、先ほど述べました倉庫等々は、全然余裕があるのか、もしくはもう要望としては、ほかにも倉庫が欲しいよというような声はありますか。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

内原中学校に関しましては、体育倉庫等に関しては、現在のところ十分なものがあるということで、学校とも協議の中で新たなものの設置などの要望は現在のところございません。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 はい。ありがとうございます。

平面図から見ましても、割と何か、十分倉庫があるのかなと思いますけれども、ちょっと中身までは見えなかったので質問させていただきました。

それと、こちらも本会議で述べさせていただいたんですけども、木質化、木材利用の話をちょっとお伺いしたいんですけども、市のほうで公共建築物における木材の利用の促進に関する方針というのがあると思うんですけども、今回、この長寿命化において、何か施された部分とか、そういったものというのがありますでしょうか。

あと、目玉で木質化とかに取り組んでいるというのはありますか。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

中学校の体育館，屋内運動場ということで，当然，床に関してはフローリングの床材，内装に関しましては，やはり木を張るという形で進めております。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 その材質の話等々に入ってくと，またちょっとなかなか難しくなると思うんであれなんですけれども，やはりそういった市全体の方針を定めていると，また市長答弁でも，そういったところを取り組んでいくというのがありましたので，今あるものの長寿命化を図るので，新たにつくるものと違うから，木質化，または木材利用というのは，なかなか難しい部分もあるとは思うんですけれども，ただそうは言っても，そうなる今度その方針のほうに絵に描いた餅になってしまうんで，ぜひそういったところをですね，水戸独自の木質化また長寿命化における木材利用の促進というのも積極的に図っていただきたいと思っておりますので，よろしく願いいたします。

最後に，先ほど避難所としても使えるという話があったので，生徒数と似たような話になっちゃうんですけれども，避難所として何名ほど収容できるんですか。

○高倉委員長 ちょっとそこまでは想定していないみたいなんで。

ほかにございませんか。

木本委員。

○木本委員 今の小泉委員の関連で教えてもらいたいですけれども，昭和40年に建てられた，約50年前後たったものを今回長寿命化で，これは基本的に長寿命化は20年ぐらいが一つの目安，トータル70年ぐらいを目安に——長寿命化の考え方をもう一回教えてください。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

長寿命化の考え方でございますが，国のほうで方針関係が定められておまして，建築後40年以上たった建物に関しまして長寿命化改良事業の対象にすると。それで，対象となった建物を，今後30年以上利用できるような形の改修を行うということが，今回の長寿命化の趣旨でございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 なるほど，わかりました。

そうすると，今40年以上たつて，かつ長寿命化すれば30年以上，やっぱり70年以上が対象ということとで。

一応確認なんですけれども，校舎のほうはもう終わっているということでもよろしいんですかね。恐らく建てた時期は一緒で，エアコンとかの整備は，多分終わったと思っているんですけれども，校舎のほうはどうなっているのかちょっと教えてもらいたいですけれども。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 委員の御質問にお答えいたします。

内原中学校に関しましては，昭和56年に完成しておまして，今後40年を迎えるということで，これから先，40年を迎えた後，長寿命化を進めていくという予定でございます。

〔「五十数年と言ったよね」「1回建てかえてるの」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 いずれにしても、あの……

○袴塚委員 いや、建てかえているんならば、答弁を訂正しなければ議事録に残るよ、これ。

○高倉委員長 ちょっと調べて。

○袴塚委員 いや、建てかえているという話だったらば、今の答弁と違うんだから、それ委員会で虚偽の答弁になっちゃうんだ。

○高倉委員長 ちょっと調べてください。その件は調べて、正確な答弁をください。

そのほかに。

○袴塚委員 今、資料がなかったら、今回は契約案件だから、次回るときにね、従来の校舎で建てかえが残っている、残っていないのことも含めて、全体的に答弁してもらったほうがいいんじゃないの。今は普通の校舎の話だから。だからそれはちゃんと調べて。次回に。それでいいよ。そうじゃないと、おかしくなっちゃう。

○高倉委員長 よろしいですか。じゃ、ただいまの既存の校舎の件については、執行部のほうで調べて、次回の委員会で御報告をお願いします。

○袴塚委員 だから、ほかのね、内原だけに限らず。これから長寿命化をする計画等があれば、それも含めて次回答弁をしてもらう。

○高倉委員長 そうですね。はい。じゃ、次回の委員会において、長寿命化計画、今後のも含めて報告をいただきたいということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 そのほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第52号についての質疑を終わらせていただきたいと思います。

次に、議案第63号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第2号）中別表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）について、質疑のある方は発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 マル福の件は先ほどやったんで、第10款教育費の指導研究経費の、いわゆる部活動指導員の予算についてお聞きしたいと思います。

説明では、5人分の予算ということで168万円というふうになっていますが、時給とか、1日当たりの勤務時間、週どれくらいでというような計算が積み上がったの予算だろうと思うんですけども、具体的にですね、その辺を御説明いただけますでしょうか。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

部活動指導員の今回の補正予算の積算基礎ということになるかと思えますけれども、まず、1時間当たりの報酬といたしまして1,600円を上限として、活動時間が週当たり6時間で5人という計算で積算をし

ております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、週6時間ということでしたが、教員の勤務時間が非常に超過していて、それを是正すべくという目的もあるんだろうと思うんですけど。今ちょうど6月で、総体時期で先生方はですね、週末も含めて勤務時間が非常に長くなる時期でもあろうと思うんですが、要するに、今回の予算で措置された5人の方が配置される部活においては、顧問の先生がいない時間に配置されるという理解でいいんでしょうか。それとも先ほど、ちょっと引率でというお話もあったんで、そうすると顧問の先生もいつつ、指導員もいらっしゃるということなのか、そうすると余り勤務時間の削減という面では……

〔「意味ない」と呼ぶ者あり〕

○田中委員 いや、うん。どうなのかなというふうに思ったんですけども。週3回ですか。ですから6時間掛ける週4とすると24時間ぐらいというふうになるのかなと思うんですけども、要するに、単純に顧問の先生の勤務が、それだけ減るよというふうにはならないでしょうかねということです。その辺もお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

その前に、先ほどの積算の御説明のところちょっと補足をさせていただきたいと思います。

報酬単価が、1時間当たり1,600円ということで御説明させていただきましたが、こちらにつきましては、本事業が茨城県の運動部活動指導員配置事業を活用して実施してまいるのでございます。そちらの要綱において、補助基準額の上限が1,600円となっているものでございます。

次に、先ほどの顧問教員の負担軽減の部分なんですけれども、こちらにつきましては、部活動指導員の職務を執行するに当たりまして、必ず単独で活動することが前提とされております。当然、働き方改革が目的でございますので、部活動指導員が活動をしている間、顧問がそこで一緒に活動をしては業務負担軽減につながりませんので、顧問にかわって、業務を肩がわりするというのが、この部活動指導員の職務となってまいります。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 わかりましたが、5人ということですが、そもそも市内の中学校の部活動というのは幾つぐらいあるのかとか把握されているのでしょうか。その競技数としては10以上あるんだろうと思いますし、男女合わせると相当な数なんだろうと思うんですけども。

また今回、指導経験があつて学校側の推薦を受けた方を、教育委員会が審査任用するという流れなんだろうと思うんですけども、いろんな形でかかわっている方がいても、指導員としてまでですね、任用するに至らない方も多分いるんじゃないかとも思うんですが。要するにその基準といたしますか、部活動指導員として任用いただける方というのは、どういう方であるのかということも含めて、お示しいただきたいと思えます。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

部活動指導員はどのような方が対象となってくるのかということになるかと思えますけれども、こちらにつきましては、学校またはそのスポーツ活動で指導経験が豊富である方ですとか、あとは思春期にある中学生を指導していくわけでございますので、人格的にもすぐれ、指導者としてふさわしい方を学校長から推薦していただいて、採用してまいりたいと考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 まず、最初の質問ですね、単独で活動されるということですから、顧問の先生の負担軽減という効果は、配置されれば明らかに出るんだろうというふうに思うんですけれども、全体の部活の数から見ますと、5名というのは非常にわずかだなという印象を持ったものですから、今後の話はまた今後だという話かもわからないんですけれども、要するに、全体として負担軽減するという場合には、この部活動指導員というのを全体に広げていくというようなことになるのか、どうなのかということもですね、ちょっと聞いておきたいと思うんですが、どうなのでしょう。

○高倉委員長 部活動指導員が5名になった経緯というか、それも含めてということですか。

○田中委員 そうですね、はい。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

部活動指導員が今回なぜ5人なのかということについて、まずお答えいたします。

こちらにつきましては、国のガイドラインの内容が示された後に、昨年末でしたけれども、県の教育委員会が平成30年度の運動部活動指導員制度の実施を目指して、各市町村に対して、実施希望があるかどうかの調査をいたしております。

その回答に当たりまして、水戸市といたしましては、昨年度、県の運動部活動指導員についての調査研究事業を4校4人で実施しておりましたこと、また、平成30年度実施可能ならば実施したいとの希望があった学校もございましたことから、1人を加えて5人の実施希望を県の教育委員会に提出したものでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、お子さん相手の、先ほどおっしゃった人格的にもすぐれて、競技経験もあるとなると、当然誰でもいいという話にはならないんだろうと思うんですが、要するに、学校側が主体的に、この方をぜひというふうなのがまず出発点だと考えればいいんでしょうかね。予算はこれだけいっぱい、例えば30人分とったよと、だから各学校に何人ずつみたいなことではなくて、今後もそういう形で任用していくというふうな考え方をお持ちだという理解でいいんでしょうかということですか。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

来年度以降の件につきましても、今年度の5人の部活動指導員の活用の効果を検証して、県とも協議をし

た上で、他校へ拡大していくのか、また、同じ人数の場合には、同じ学校での任用を継続するのか、または、原則としてほかの学校にも広げていくのか、そういったことについて、今後検討してまいりたいと考えております。

○田中委員 わかりました。

○高倉委員長 そのほか。

木本委員。

○木本委員 まず、今後検討するというふうに言われましたけれども、今回、上限1,600円で週6時間ということで、この予算というのは、何かしらこれは補助を受けての予算になるのでしょうか。そこを教えてください。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の事業につきましては、国、県、市それぞれが3分の1ずつ負担をしての実施となります。

以上でございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 わかりました。

そうすると、先ほど田中委員も言いましたけれども、実際ですね、週6時間でやって、かつ人格、識見にすぐれ、経験が豊富な方となると、対象となる方は極めて少ないんじゃないかと思うんですけども、どういった方を想定して募集、募集はもうしているのかな、そこら辺をどういうふうに求めるのかというのを、ちょっと教えてもらいたいんですけども。どういう方を対象にするのかという。

○高倉委員長 萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

部活動指導員は、単独で生徒を指導したり、単独で引率したりできるため、生徒との人間関係ができていない方ではないと問題も起こることが考えられます。そのため、まずは外部指導者としてなじみのある方ではないと難しいと考えており、外部指導者である方を基本として、そういった方を学校から推薦いただくわけですが、本当に子どもたちと良好な人間関係を築けるのかということをお願いして、選定してまいりたいと思っております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 そうしますとね、何が言いたいかというと、まず週6時間で働いてくれる方、かつその人格、識見にすぐれ、かつ経験豊富、強いて言うなら、その部活に対する専門性も含めてですね、それは推薦する方がいるんでしょうけれども、そんなものが果たして可能なのかというのがですね、ちょっと疑問に思ったもので。部活動指導員というのは、例えば先生のOBとか、講師とか、そういった方を想定しているのかなというふうに若干思ったんですけども。そこら辺の専門性も含めて、ちょっと教えていただければと思うんですが。

○高倉委員長 萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今年度は、外部指導者として、市内全体で29人の方に御協力をいただいております。そのうち26人の方には、謝礼等のお支払いをしておりません。外部指導者の皆様には仕事を持つ傍ら、その合間を縫ってかかわっていただいている方や、または現役を引退された教員OBの方も含まれますけれども、そういう方が学校や生徒への思いを持って、かかわっていただいている方が多くいらっしゃいます。

外部指導者の方を含めて、また学校でそういう専門性を持った指導者が欲しいという場合には、教育委員会としましては、競技の各団体と御相談をして、ふさわしい方がいないかどうか探していくことも教育委員会で行ってまいります。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 なるほど。

そうすると、もう既に29人の中である程度そういった方がいるということで、そこに一定の専門性というか、どっちかという親和性ですね、もう既に経験があってという部分が大きいのかなという気がするんですけども、わかりました。

今後どうしていくかというのは、今後の検討課題だという話は先ほど言いましたけれども、先ほど4校4名プラス1人加えて5名という話だったんですけども、恐らく、学校の中でも正直言って、先生方によって温度差があるんじゃないかという感がある気がしまして。必要、いいなと思っている先生もいればですね、いや、それは先生がやるのが当たり前だと思っている方もいたりとか、そこら辺を今後どのように精査していくかと思いますので、まずは今回、5名から始めるということで、こちらもそれを重視しながら、今後、いろいろ議論を深めていければと思います。

私からは以上です。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 すみません、私もちょっと関連で質問させていただきます。

この制度の運用というのは、働き方改革をもとにしてですね、非常に重要なんだと思います。また、現場レベルでも、子どもの声もそうですし、あと教員の方、そして保護者の方もですね、部活ができなくなるといろいろハレーションを起こしたりもありますけれども、私もいろいろ耳にしているところなんですけれども、この最重要な部分は、やはり先ほど来、お話が出ていますけれども、人材選びなんだと思うんですね。やっぱり専門性があったといってもですよ、見方を変えれば、じゃ、何十年前に専門性を持っていた人なのと。例えば、プレーヤーだったとしてもですよ——私の場合はサッカーなんですけれども——という話にもなるし。

あとは、仮に顧問の先生方よりもその指導員の方のほうが、例えばキャリアがすぐれていたりとか、経験が豊富だった場合に、その顧問の先生との意思疎通だったり、信頼関係構築というのも、どうしてもそのパワーバランスが崩れていくこともあり得ると思うんですね。それは一昔前で言う熱心な保護者と一緒だと思うんですけども、そういったところに関しては、どのような方策というか、考えを持たれているのかというのがもし聞ければ、お願いいたします。

○高倉委員長 萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長 昨年度になりますけれども、県で実施いたしました運動部活動指導員活用研究事

業に、本市からも先ほど説明させていただいたとおり、4つの中学校が参加をいたしました。

実際に活用した効果といたしまして、教員が放課後に生徒指導や事務処理等の時間を確保することができ、業務負担の軽減につながったという報告を受けております。

また、顧問教諭が経験のない競技の指導を行う上での心理的負担の軽減及び正しい理解に基づく技術の向上や生徒の能力に応じた適切な練習により、部活動の質的な向上が期待できると考えております。

さらに、部活動指導員を行う場合には、その学校の教職員の理解というのも欠かせないことであると思います。学校全体が理解をして、生徒が信頼をして活動していただける部活動指導員制度というものをつくっていくことが大事であると考えております。

以上です。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 一昨年ですか、県のほうで取り組んだ中で、常澄中学校にサッカーの指導員が入られたと思うんですね。その方と、私も面識が非常に深くて、昨日も一緒だったんですけども、やっぱり非常に情熱を持っている方ですね、一定以上の効果が見られたと思っているんですね。ただ、そういう方ばかりではないというのも正直あるなど思っているんですね。なので、人材選びが非常に重要になると思いますので、そこに関しては非常に、シビアに見る部分はシビアに見ながらいかないと、学校の中に結構影響力を及ぼしてくることになると思いますので。

そこで、本来、部活動の目的とするものは何になりますか。

○高倉委員長 萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

本来の部活動指導の目的ですけれども、中学校の学習指導要領によりますと、教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意することが大切であり、特に生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質、能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるように留意することが大切であるというふうに定められております。

以上です。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 水戸においても、その考えのもとに部活動が行われていると思うんですけども、僕のほうでわかりやすく例を示しますと、部活動で、特に運動系のスポーツで、例えば勝つことが最大、最優先の目的なのか、もしくは入っている部員全てが一律に、一定の心身の鍛練だったり、活動が行われていくという話になるのか、そこに関して何か答えられるところはありますか。

○高倉委員長 萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

勝利至上主義という言葉がありますけれども、子どもたちにとって練習をして技能を向上させ、試合で成果を出すということは、一つの目標ではあり得ると思いますけれども、中学校の部活動においては、それ以上に、友達と一緒に同じ目標に向かって活動をする、そのためにはどういった努力とか工夫とか、そういう

ものが必要かということ、顧問の先生からの指導もありますけれども、生徒自身も顧問の先生と信頼関係の中で、アイデアを出しながら取り組んでいくことも大切だと思っております。

繰り返しになりますけれども、決して勝つことだけを目標にする部活動は、よいものとは考えておりません。

以上です。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 中学校段階でありますので、またプロフェッショナルでもないわけですから、やっぱり非常に難しいところなんだと思うんですね。でも、やるからにはもちろん勝ちたい、勝つために出場のあるのか、ないのかという話も出てきたりもあります。その辺は微妙なんですけれども。要は運動部においては、特にそういうことが、その部活動指導員の方の価値観によって多分、影響が及ぼされてくるんだと思うんですね。それが、余りにもどちらかに強過ぎても、みんなで平たくやろうよというだけでも物足りない生徒も出てくるだろうし、もし勝つことだけの勝利至上でいった場合に取残されてしまう、部活動での本来の目的達成ができない生徒というのも出てきてしまっは不幸なことでありますので、今後さらに課題になって浮き彫りになるところもあると思うんですけれども、そういったところをですね、より注視しながら、まず第一の配慮は、やはり人材の選定というのが重要だと思いますので、引き続き緊張感を持って、お願いできればと思いますので、要望として述べさせていただきます。

○高倉委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 ちょっとね、今答弁を聞いていて、幾つか問題点があるような気がします。

1つは、29人の方が指導員を今やっていますね。26人がボランティアだと。26人の方がボランティアなんだけれども今回5人選ばれたと。この中から選ばれているのか、ほかから選ばれているのかわかんないでしょ。わかんないけれども5人が選ばれたと。学校では働き方改革で、こういう外部講師を招聘したならば、大変教師の負担軽減につながったと。こういう説明がありました。

そうすると、校長さんは、この4校以外は、教師の負担軽減なんていうのはあんまり考えていない。逆を問うとそうなんです。29人中26人がボランティアだとすると、この3名の方というのは今まで有給だったと。これというのは、外部講師が来ているのに有給の人、有給でない人というのが今まであったとすれば、それは何なのという気がする。

それから、働き方改革が問題になって、やっぱり教師の負担が非常に重くて困っているんだと。何とかそれを改善したいんだということに関心のある校長さんだったら、逆に言ったら、今26人来ている外部講師の中で、この人はちょっと人格よくないよねとか、日大で今問題がありますから、そういうふうなことになっちゃったらまずいのかなみたいな形で、省いている人もいるのかもわかんないけれども、そういうふうな省き方をしたならば、4校しかなかったということになっちゃうんだよ。そうすると、じゃ、逆に言う選ばれなかった先生は、これから継続的に選んでいくんですかという話になっちゃう。

これ、説明していくとね、どんどんおかしな話も出てきちゃうんで、あんまり深くは聞きませんが、いずれにしてもね、学校の働き方改革をするんだという大きな目的の中で、専門性を生かして、部活動に対

する教師の負担を軽減していくんだと、こういう考え方が基本にあるわけでしょ。ここは違うんですか。そうなんですよね。とすると、この間のアンケートで4人しか手を挙げなかった、校長さんが4人しか手を挙げていないと。この意識が問題だと思う。だって自分の部下が一生懸命働く、それが負担軽減につながるような事業があったらば、俺も、俺もと、手を挙げる校長さんがいて当たり前だと思う。だから、そういう校長さんは、何を目的に学校を運営しているんだという話になっちゃうんですよ。それが、水戸はいい校長さんがそろっているんだよということだから、それはそうなのかもわからないけれども、結果的に私が思うにはね、やっぱり働き方改革があって外部講師を招聘できるよと。今、うちの野球部はノックできない先生が、野球をあんまり知らない先生が顧問をやっているから、何とかなんないのかと、こういうふうな話だっあっていいはずなんですよ。というのは、現場でノックできない先生っているんですから、顧問で。そうしたらば、経営者としてはね、そういうのを把握していればね、うちは、この制度を使って野球の専門家、サッカーの専門家、そういう人に何とか来てもらって、そして、生徒の資質向上につなげてもらおうと、そう思うのが当たり前だと思う。そういうことに今回なり得なかったというところに、やっぱりその学校の校長さんのばらつき、これに対する考え方、評価のばらつき、こういうことがあったから、4校で5人ということになったんだと思うんですよ。

これからの問題としてね、今、手を挙げなかった学校をどうするのか。この29人の中から5人は選ばれたんですか。ちょっとそこのところだけいいですか。29人、今、外部講師を招聘してもらってというお話ありましたよね。この中の、今回選ばれた5名の方は、その29分の幾つなんですか。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今現在は、今年度に入りまして、各中学校に対して、事前の意向を把握するための調査を実施しております。

その結果、まず、昨年度に調査研究として実施した学校から2人が継続での実施を希望してまいりました。また、顧問がその部活動の経験がなく技術指導ができる方を希望している、だけれども人材が見つからなかった学校が2校、こちらからも御希望がございました。この学校につきましては、教育委員会が教員OBを通しまして、競技団体に相談をして、指導経験のある方を紹介していただいております。また、地域の少年団で子どもたちを指導してきた方を希望したいという学校が1校あり、今のところ5人の希望となっております。

ただ、こちらにつきましては、まだ意向調査という段階ですので、この議決の後に正式な調査を実施して、決めていきたいと考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると29分の2だよね。今の話ではね。

要はね、せっかくこういう制度ができて、金目当てに指導している先生って僕はいないと思うよ。恐らくこの29人の中にはね、お金もらえるから俺はやるんだっていう先生はいないと思う。そういう人がいたらば、人格、識見ともにアウトだよ。子どもに対する情熱よりは、銭への情熱になっちゃう。それはアウトだと思うんですよ。お2人。そうするとね、あと27名の方については、今後ともボランティアでお願いする

というような形になるわけじゃないですか。

そうしたら、本来だったらね、こういう制度があるんで、こういう制度にのっとってやっていただくことは可能ですかということが、本当は校長さんからいかなくちやなんない。いかなかったとしたらば、この27名の方は、校長さんから考えて、この該当する資質がない先生と、指導者になっちゃうんだよ。

だから、そういうふうなことがあるんで、しっかりとね、やっぱりこういうことをやる時には、もう少し先を考えてね、アンケート調査やればいいんだ、手を挙げたところだけやればいいんだという考え方ではなくて、例えば、部活動というのは、今さっき木本委員さんがお話しになりましたけれども、市内15校の中で、何クラブがクラブとして部活やっているんですかという答弁がなかった。ということは、そういう調査はしていないんだよ、逆に言うと。それで、4校が選ばれましたということにもならないと。

いずれにしても、もう長いからやめるけれども、問題を提起だけしておきますよ。要は、今回4校を選んだ、5人になりました、これは恐らく、これから選定作業をしてやるんだというふうに思います。しかしながら今、29分の2の方は該当するけれども、29分の27の方は、このエリアの中に該当しない。そうすると、ここから先ね、有給でお願いしている方と、ボランティアでお願いしている方が部活の中にいるということも、余りにも不自然になっちゃう。そういうことも含めてね、やっぱり今後の計画、やり方については、もう少し検討してもらわなくちゃ困っちゃう。

それと、こういう事業をやる場合に、基本は、部活の活性化というよりは働き方改革というのが一番先の説明なんです。働き方改革をする、先生方の時間を幾らかでも余裕を持って学習指導に充ててもらおうとすれば、校長はみずから手を挙げて、学校の働き方改革に進まなくちゃだめなんだよ。そういう校長が4人しかいないということだよ今。僕の考え方からすればだよ、今の結果を見れば。これは余りにも寂しいでしょう。ほかの校長さんは、部活でなかなか教える人がいない、何もいない、困ってんだというのを把握してないんですかということでしょう。

言い出すと切りがないんで、もうやめるけれども、いずれにしてもね、今回のこれは急場しのぎで、大変皆さん方も苦勞しているんだろうけれども、現実の問題として、これから先このほかの11校に対してね、どういうふうにお進みをいただくのか、そういったこともしっかり検討してね。そして、来年度まで続くとすれば、来年度の予算の中にどう反映させるのか、この辺についてはしっかり検討してもらいたい。

それから、県の要綱が決まっているんだというお話でしたけれども、私たちはどのような要綱になっているのかわからない。県の要綱が今回の政策の基本になるとすれば、県からこういう要綱が来ていますよということを、我々委員会にも御提示いただきたい。それじゃないと、何でこんな事業が行われるのか、何でこうなるのかということがよく理解できない。

こういうこともあるんで、これは文教福祉委員会の所管の皆さん方にお伝えしておきますけれども、県の要綱によって、こういうふうには水戸市の政策が変わるよということがあれば、根拠法があるわけですから、その根拠法の抜粋版ぐらいはね、お示しいただいて、そして我々もしっかりとした論議をさせていただきたいと、このように思います。

委員長、よろしくお取り計らいください。

○高倉委員長 それでは、ただいま袴塚委員から、県の今回の運営方針に関する要綱、あるいはガイドライ

ンというものを、きちんと委員会にお示しいただきたいという御要望がありましたので、これについては、執行部に資料を後日求めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 川俣参事。

○川俣教育委員会事務局教育部参事 私から、働き方改革につきまして、袴塚委員から御指摘いただいた点、また、今回の校長の働き方改革に対する取り組み方ということについて御指摘いただきました。これはまさに働き方改革の一部というか、一つを担っているところでございます。

〔「全部とは言わねえよ」と呼ぶ者あり〕

○川俣教育委員会事務局教育部参事 はい。

ですから、やはりここについては各校長も、指導員については真剣に受けとめて、今回それぞれの外部指導者には聞いている、ただ本人からぜひこれをお願いしたい、やりたいという要望がなかったというのも事実でございまして、それぞれ校長としては、やはり全職場で部活動については大きな問題ですので、本当に今、中学校は部活が一番働き方改革の中心になっているので、そういうところでは何とかその解消のためには頑張っていきたいと思っているところではあります。そのような面を含めて、今後の指導のほうも校長会を通してしていきたいと思えます。

以上でございます。

○高倉委員長 本多教育長。

○本多教育長 実は、この制度につきましては、県から調査があったとき、手を挙げた市町村が、水戸市ともう一つしかなかったんですね。ですから、水戸市は率先してこの制度を導入するようになってきたという経緯がございます。その辺のことについては、十分御理解いただきまして、校長もその辺のことは十分理解をしている、そして外部指導者との話し合いをして、そして校内でも論議をしていただき、そしてその結果として、この人数になったということですので、全く何もしないでこの人数になったわけではないということ、大変申しわけないんですけども、一言申し添えさせていただきます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 何もしていないということを言っているわけじゃなくてね、スポーツ団体にも話がなくて、そんな話があるんだっつらば、やってやってもいいというところもいるんですよ、現実には。だから、やっていないということを言っているんじゃないかと、やっぱりもう少し丁寧にやるべきではなかったんですかということも申し上げている。

というのは、さっきから野球の話と言っちゃ悪いけれども、ノックもできねえ先生に子どもたちが教わったって、球が飛んでくるまで待っているのは容易じゃないんだよ。それこそ、働き方改革の中でも練習の改革だよ。そういうふうなことを校長が把握していれば、少なくともかねや太鼓で何とか見つけて、そしてここを改善すっぺっていうふうに思わなくちゃだめでしょうと言っているわけ。

そういうことが、やっていないということではないかもわからないけれども、やっぱりやり方としては、もう少し丁寧に、もう少し細かくやるべきではなかったんでしょうかということの問題提起しているんで、次回から改善してもらえばいいですよ。

○高倉委員長 本多教育長。

○本多教育長 今いただきました御指摘につきましては、校長会等で十分に伝えたいと思いますし、また、個々のケースにおいて、専門的な技量がない先生が当たっている場合もございますので、そうしたことにつきましては、中学校体育連盟とも協議しております、そういう研修会をやるとか、そうした方策も一つの有意義であるというふうに思っておりますので、今後はそうしたことについて進めてまいりたいと思っております。

ただ、今回の水戸市のこの部活動指導員の調査研究事業については、全県下が注目している事業でございますので、5人という人数でやっている市町村はほかにはございませんので、その成果をやっぱり私どもとしても全県下に示すというような意気込みでやってまいりたいと思っておりますので、今後とも御理解、御協力、御指導のほどお願い申し上げます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第63号についての質疑を終わらせていただきたいと思います。

以上で、提出議案についての質疑は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時26分 散会